

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 1 月 18 日

月 曜 日

第 4006 号

目 次

告 示

- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 1
- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 2
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 3

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第30号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

平成24年 1 月 18 日 発生 の 魚 津 加 入 区 に 係 る 指 定 漁 船 を 普 通 損 害 保 険 に 付 す べ き 義 務 が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 該 当 する ため 消 滅 し た の で、同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

平成28年 1 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第31号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ る 次 の 届 出 を 審 査 し た 結 果、同 法 第 112 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 同 意 が あ っ た も の と 認 め た の で、同 法 第 112 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

平成28年 1 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加入区	届出年月日
魚住 義彦 魚津市諏訪町 3 番 7 号 山崎 栄一 魚津市三田 524 番地	魚津加入区	平成 27 年 12 月 22 日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 28 年 1 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）アルビス高原町店 富山市中川原字土場割 65 番 6 ほか

2 店舗を設置する者 オリックス株式会社

3 店舗において小売業を行う者 アルビス株式会社

4 新設の日 平成 28 年 9 月 6 日

5 店舗面積の合計 2,000㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 店舗敷地内 84 台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側（正面） 18 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側 121㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 44㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 8 時及び翌日午前 0 時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～翌日午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 5箇所 東側2箇所ほか

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前3時～午後10時

8 届出の日 平成28年1月5日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンプラザ 富山市中川原65番地

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 グリーンプラザビル株式会社 代表取締役 奥田 栄助

3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 3,537㎡

4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成27年10月31日

6 廃止する理由 小売業者が退店し、当該建物を閉鎖したため。

